

## つくば国際大学同窓会会則

### [名称・事務所]

第1条 本会は、つくば国際大学同窓会と称し、事務所をつくば国際大学（以下「母校」という。）内に置く。

### [目的]

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、教養を高め、あわせて母校との連絡を密にして、その発展に資することを目的とする。

### [事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の名簿の作成、配布
- (2) 会員相互の親睦を深め、教養を高める活動
- (3) 母校の発展に資する事業
- (4) その他必要な事項

### [会員]

第4条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員 つくば国際大学を卒業した者
- (2) 特別会員
  - ア 母校の現教職員及び旧教職員
  - イ 母校関係者で、役員会において入会を認めた者

### [役員]

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 参事 若干名
- (4) 会計参事 2名
- (5) 監事 1名

第6条 1 会長及び副会長は、正会員の中から幹事会において選出する。  
2 参事は幹事の中から幹事会において選出する。  
3 会計参事は母校現教職員の中から委嘱する。  
4 監事は正会員の中から会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 第8条
- 1 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
  - 3 参事は、役員会に出席し、会務に関する事項を審議し、他の役員とともに会務を執行する。
  - 4 会計参事は、会計その他の事務を執行する。
  - 5 監事は、会計の執行を監査する。

[役員会]

第9条 役員会は、随時会長が招集し、幹事会議決事項を除く会務について審議・議決する。

[名誉会長]

- 第10条
- 1 本会に名誉会長を置く。
  - 2 名誉会長は、母校現学長がこれに当たる。

[顧問]

- 第11条
- 1 本会に顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第12条
- 1 名誉会長は、本会会務について諮問に応えるものとし、役員会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。
  - 2 顧問は、本会会務について諮問に応えるものとする。

[幹事]

- 第13条
- 1 幹事は、原則として卒業年度ごとに各4名以内とし、会員の互選により選出する。
  - 2 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

[幹事会]

第14条 1 幹事会は、本会の最高の議決機関であり、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

- 2 幹事会は、役員及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、次の事項を審議・決定する。
  - (1) 会長及び副会長の選任
  - (2) 事業計画及び予算の承認
  - (3) 決算の承認
  - (4) 本会会則の改廃
  - (5) 前各号のほか必要な事項
- 4 幹事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

[費用]

第15条 本会の経費は、会員の会費その他の収入をもってこれに充てる。

[会費]

第16条 正会員は、入会時に会費10,000円を納入する。

[会計年度]

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

[届出]

第18条 会員は、転居・改姓等一身上に関する異動を生じたときは、すみやかに本会事務所へ通知するものとする。

[支部]

第19条 本会は、幹事会の承認を得て、支部を置くことができる。

[会則の改廃]

第20条 この会則の改廃は、幹事会の議決によりこれを行う。

[附 則]

- 1 この会則は、平成10年3月31日から施行する。